

* 北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
行 政 局
文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

規 則

○行政不服審査法施行細則の一部を改正する規則……………	(文書課)	1
○北海道空港条例施行規則の一部を改正する規則……………	(航空課)	1
○生活保護法施行細則の一部を改正する規則……………	(地域福祉課)	1
○北海道中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則……………	(中小企業課)	2
○海岸法施行細則の一部を改正する規則……………	(維持管理防災課)	3
○北海道財務規則の一部を改正する規則……………	(財務指導課)	3

規 則

行政不服審査法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和 4 年 3 月 31 日

北海道知事 鈴 木 直 道

北海道規則第32号

行政不服審査法施行細則の一部を改正する規則

行政不服審査法施行細則（平成28年北海道規則第36号）の一部を次のように改正する。
第5条に次の1項を加える。

- 2 法第38条第1項（法第66条第1項において読み替えて準用する場合を含む。）又は法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による交付の求めを次の各号に掲げる方法により行う場合には、前項に規定する審査庁が定める方法については、同項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる方法の区分に応じ当該各号に定める方法とすることができ

別記第3号様式中

No	名 前	収入金額 (1)	収入金額 (2)	収入金額 (3)	収入金額 (4)	収入金額 (5)	職 種	控除率	未 成 年	新 規	実費控除	勤労控除	特別控除	他 控 除	認 定 額
----	-----	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-----	-----	-------------	--------	------	------	------	-------	-------

を

									20						
--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--

る。

- (1) 電子情報処理組織（北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年北海道条例第4号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織をいう。）を同条及び北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年北海道規則第33号）第4条の規定の例により使用する方法 当該求めにより得られた納付情報により納付する方法
- (2) 第3条の交付請求書を請求先に持参する方法 地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の2（第2号に係る部分に限る。）の規定により指定納付受託者（同法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者をいう。）に納付を委託する方法

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

北海道空港条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 3 月 31 日

北海道知事 鈴 木 直 道

北海道規則第33号

北海道空港条例施行規則の一部を改正する規則

北海道空港条例施行規則（昭和50年北海道規則第12号）の一部を次のように改正する。
附則第4項中「令和 4 年 3 月 31 日」を「令和 5 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 3 月 31 日

北海道知事 鈴 木 直 道

北海道規則第34号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則（昭和28年北海道規則第104号）の一部を次のように改正する。

No	名前	収入金額 (1)	収入金額 (2)	収入金額 (3)	収入金額 (4)	収入金額 (5)	職 種	控除率	歳 新 規 未 満	実費控除	勤労控除	特別控除	他 控 除	認 定 額
----	----	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	--------	-----	-----------------------	------	------	------	-------	-------

に改める。

附 則

- この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- この規則の施行の際現にこの規則による改正前の生活保護法施行細則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の生活保護法施行細則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

北海道中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第35号

北海道中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

北海道中小企業高度化資金貸付規則（昭和42年北海道規則第157号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号を次のように改める。

- (1) 経営革新計画承認グループ事業（政令第3条第1項第1号イに掲げる事業であって、知事が定める基準に適合するものをいう。第3条の3において同じ。）

第3条の3第1号を次のように改める。

- (1) 経営革新計画承認グループ事業に係る貸付 経営革新計画承認グループ事業を実施する一の代表者、経営革新計画承認グループ事業を実施するそれぞれの者又は経営革新計画承認グループ事業を実施する者の全ての者が連名で貸付を受けようとする場合にあっては当該連名した全ての者

第3条の3第2号及び第3号中「すべて」を「全て」に改める。

第3条の4第3号イ中「（第3条第1号イに掲げる事業に係る貸付を除く。）」を削り、同条第4号中「（第3条第1号イに掲げる事業に係る貸付にあっては、査定金額の100分の90以内）」を削る。

第5条第2項中「、第6条第1項の規定による保証人と連署をもって」を削る。

第6条を次のように改める。

（担保の提供等）

第6条 借受者は、前条第2項に規定する貸借契約の締結時において、知事が適当と認める担保を提供し、又は金融機関（預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第1項に規定する金融機関をいう。）による債務の保証（附則第5項において「金融機関保証」という。）、商工会議所、商工会その他の団体による債務の保証若しくは市町村の債務負担行為に基づ

く損失の補償（以下この条において「金融機関保証等」という。）を受けなければならない。この場合において、知事は、貸付金（貸付に係る資金をいう。以下同じ。）に係る債権の保全を図るため必要があると認めるときは、借受者に対し、適当と認める保証人を立てさせるものとする。

2 借受者は、前条第2項に規定する貸借契約を締結した後においても、知事の求めに応じて、増担保の提供、金融機関保証等の金額の変更、保証人の変更その他担保を確保するために必要な行為をしなければならない。

3 借受者は、前条第2項に規定する貸借契約を締結した後においても、知事の承認を得て、増担保の提供、金融機関保証等の金額の変更、保証人の変更その他担保を確保するために必要な行為をすることができる。

4 前3項の規定により担保を提供した場合においては、その担保の目的物の登記又は登録に要する費用は、借受者の負担とする。

5 第1項後段の保証人並びに第2項及び第3項の規定による変更後の保証人（以下この条において単に「保証人」という。）は、借受者と連帯して債務を負担するものとする。

6 前条第3項の規定は、知事と保証人との間において締結する保証契約について準用する。

7 知事は、保証人との間において締結する保証契約において、保証金額の限度額を定めることができるものとする。

8 借受者は、保証人を変更するときは、別記第2号様式の2の変更承認申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

第7条を次のように改める。

第7条 削除

第10条第4項中「貸付に係る資金（以下「」及び「」という。）」を削る。

附則第5項を次のように改める。

（金融機関保証による場合の貸付割合等の特例）

5 令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間にした貸付の決定に係る貸付金であって、金融機関保証によって債権の保全が図られたものについての第3条の4及び第3条の5の規定の適用については、第3条の4第2号中「100分の80以内（次に掲げる要件のいずれかに該当する場合にあっては、査定金額の100分の90以内）」とあり、同条第3号中「100分の90以内（次に掲げる貸付にあっては、100分の80以内）」とあり、及び同条第4号中「100分の80以内」とあるのは「100分の90以内」と、第3条の5中「年0.35パーセント」とあるのは「年0.35パーセント以内」とする。

附則中第6項を削り、第7項を第6項とし、第8項を第7項とし、第9項を第8項とする。 別表第1有利子貸付の部(4)の項中「第3条第1項ア若しくは第2号」を「第3条第1号」に改める。 別表第2の12の項中「第3条第1号ア」を「第3条第1号」に改め、「中小企業等経営強化法」の次に「（平成11年法律第18号）」を加え、同表中13の項を削り、14の項を13の項とし、15の項を14の項とし、16の項を削る。 別記第1号様式中「㊤」を削る。 別記第2号様式の2中「㊤」を削り、「第6条第3項」を「第6条第8項」に改める。 別記第2号様式の3から別記第5号様式までの規定中「㊤」を削る。 附 則 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。 2 この規則による改正前の北海道中小企業高度化資金貸付規則の規定に基づき貸付された中小企業高度化資金については、なお従前の例による。 海岸法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和4年3月31日 北海道知事 鈴木直道 北海道規則第36号 海岸法施行細則の一部を改正する規則 海岸法施行細則（昭和45年北海道規則第58号）の一部を次のように改正する。 第11条の次に次の2条を加える。 （権利の譲渡の禁止） 第11条の2 占用の許可、土石採取の許可、施設等の新設等の許可、掘削等の許可又は工事の承認を受けた者は、その権利を譲渡し、担保に供し、又は貸与してはならない。 （地位の承継） 第11条の3 占用の許可、土石採取の許可、施設等の新設等の許可、掘削等の許可又は工事の承認を受けた者について、相続、合併又は分割（当該許可又は承認に係る事業を承継させるものに限る。）があったときは、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により当該許可又は承認に係る事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該許可又は承認に係る事業を承継した法人は、当該許可又は承認を受けた者の地位を承継する。 2 前項の規定により地位を承継した者は、速やかに、別記第3号様式の2の地位承継届にこれを証する書面を添えて知事に提出しなければならない。 別記第3号様式の次に次の1様式を加える。 別記第3号様式の2（第11条の3関係）	地位承継届 年 月 日 北海道知事 様 住所 （法人にあっては、その主たる事務所） の所在地 氏名 （法人にあっては、その名称及び代表） 者の氏名 （電話番号 局 番） 次のとおり占用の許可（土石採取の許可、施設等の新設等の許可、掘削等の許可、工事の承認）を受けた者の地位を承継したので、海岸法施行細則第11条の3第2項の規定により、届け出ます。 記 1 許可又は承認を受けた年月日及び指令番号 年 月 日 第 号指令 2 占用（土石採取、施設等の新設等、掘削等、工事）の目的 3 占用（土石採取、施設等の新設等、掘削等、工事）の場所 4 許可又は承認を受けた者の住所及び氏名 5 承継の理由 6 添付書類 附 則 この規則は、令和4年4月1日から施行する。 北海道財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和4年3月31日 北海道知事 鈴木直道 北海道規則第37号
--	--

北海道財務規則の一部を改正する規則

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「第38条第1項」を「第39条第1項」に改める。

第43条第2項中「第75条の2第3号」を「第75条の2第4号」に改め、同項第18号を次のように改める。

(18) 電子情報処理組織（納入者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。第83条の2第3号を除き、以下同じ。）と指定金融機関等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第294条第4項において同じ。）により納付される歳入金（第51条各号に掲げる随時の収入金に限る。）

第51条第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 電子情報処理組織（道の機関の使用に係る電子計算機と申請等（申請、届出その他の道の機関に対して行われる通知をいう。以下この号において同じ。）をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行われた申請等に係る使用料、手数料等

第64条第2項第3号中「道税」を「歳入」に改める。

第75条第2号中「道税（当該道税に係る地方税法第1条第1項第14号に規定する延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費を含む。次条第3号及び第4号並びに第357条第2号において同じ。）」を「歳入」に改める。

第75条の2の見出し中「道税」を「歳入」に改め、同条第3号を削り、同条第4号中「道税」を「歳入金」に改め、同号を同条第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

(4) 前3号に規定するもののほか、道税（当該道税に係る地方税法第1条第1項第14号に規定する延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費を含む。以下この号において同じ。）の収納の事務を委託するときは、収納した道税について、その収納状況を電磁的記録によって正確に記録し、電子情報処理組織（歳入徴収者の使用に係る電子計算機と道税の収納の事務の委託を受けた者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して、遅滞なく歳入徴収者に必要な報告をすることができる技術的な基礎を有していること。

第294条第4項中「（納入者の使用に係る電子計算機と指定金融機関等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）」を削る。

第357条第2号中「道税」を「歳入」に改める。

別表第1の3中

「
網走高等看護学院
北見児童相談所

を

「
北見児童相談所

に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。